

高

スマホ初心者さん 大歓迎



今から
始めてみませんか
**スマート
フォン教室**

悩み・困りごとの
解決の手掛かりに
**スマート
フォン相談会**

スマートフォン教室

申し込みが必要

スマートフォンの操作・使用方法を学習します。全4回参加できるかたが対象です。スマートフォンを持っていないかたには貸し出しも行います。

基本知識

- スマートフォンに関する用語、マップ機能の使い方
- 写真・動画の撮影方法ほか

応用編

- LINE(コミュニケーションアプリ)活用
- Zoom(オンライン会議アプリ)の説明ほか

日時(全4回)	会場	定員	申込期限
①5年1月19日～2月9日の 毎週木曜日9：30～12：30	駒場住区センター (駒場1-22-4)		1月6日
②5年1月20日～2月10日の 毎週金曜日9：30～12：30	五本木住区センター (中央町2-17-2)	各10人 (抽選)	
③5年2月15日～3月8日の 毎週水曜日9：30～12：30	月光原住区センター (目黒本町4-16-18)		1月27日

申電話、ハガキ(スマートフォン教室参加希望と明記の上、希望日時①～③のいずれか、住所、氏名<ふりがな>、電話、スマートフォンの貸し出し希望者はその旨を記入)で、各申込期限(必着)までに、DX戦略課(〒153-8573目黒区役所<住所不要>、☎5722-9245)へ。抽選結果は申込期限の1週間後程度で郵送にてお知らせします

5年度まちづくり活動助成の 申請を受け付けます



問地域振興課区民活動支援係(☎5722-9871、㈹5721-7807)

地域の活性化や課題解決につながる自主的なまちづくり活動を行う団体に、助成金を交付し支援します。

◆対象団体

設立して1年以上5年未満、またはおおむね10年を経過する、次全てを満たす団体

- 活動拠点かつ活動の半分以上が区内
- 構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学者
- 原則、同一世帯の属さないかたが5人以上で構成

◆対象となる活動

5年4月～6年3月に自主的に実施する、コミュニティ、福祉、子育て、教育、防災・防犯、環境などに係る次のいずれかのまちづくり活動

- 学び合い成長し合えるまちづくりの活動
- 人が集い活力あふれるまちづくりの活動
- 健康で自分らしく暮らせるまちづくりの活動
- 快適で暮らしやすい持続可能なまちづくりの活動
- 安全で安心して暮らせるまちづくりの活動

◆助成対象経費

会場使用料、指導員・講師謝礼、備品費ほか

※交際費、人件費(旅費等)、予備費などは対象外

◆助成金額

助成1年目は20万円が上限。2年目以降は5～10万円が上限(助成区分で異なる)

■申請の手引き(総合庁舎本館1階地域振興課、地区サービス事務所、住区センターで配布)に添付の申請書と必要書類を、12月15日～5年1月27日に、地域振興課へ持参。
申請書は区HP(コード①)から印刷可



デジタルの活用により社会全体が大きく変わる中、スマートフォンは最も身近なデジタル端末として、日常生活でも多くの場面で使われています。

若い世代だけでなく、幅広い年代のかたがスマートフォンを使えるよう、区内在住の高齢のかたを対象に、スマートフォン教室・相談会を実施します。

問DX戦略課(☎5722-9245、㈹5721-7810)

スマートフォン相談会(申し込み不要・先着順)

スマートフォンの使い方に関する疑問や不安を解消するための個別相談会です。希望者は当日会場へ。

相談会のポイント

- 1対1で対応
周りを気にせず、自分のペースで相談できます。
- ガイドブックを配布
基本的な操作を記載したガイドブックを配布します。

こんな相談がありました

- 写真の撮り方や二次元コードの読み取り方法を知りたい
- LINEなどのアプリを使えるようになりたい



日時	会場
5年1月19・26日、2月2・9日の木曜日 13:30～16:30	駒場住区センター
5年1月20・27日、2月3・10日の金曜日 13:30～16:30	五本木住区センター
5年2月15・22日、3月1・8日の水曜日 13:30～16:30	月光原住区センター

意思決定支援講演会



「事例から考える意思決定支援
～本人の心からの希望と価値観を踏まえて」

問健康福祉計画課地域福祉推進係
(☎5722-7062、㈹5722-9347)

認知症や障害などのあるかたは、自分の意思だけでは、判断が難しい場面に遭遇することがあります。誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすために、意思決定支援について考える講演会を開催します。ぜひご参加ください。

時5年1月21日(土)14:00～16:00

場中目黒GTプラザホール(上目黒2-1-3)

師日本司法支援センター本部シニア常勤弁護士

水島俊彦氏(右写真)

対区内在住・在勤・在学者

定80人(先着)

申区HP(コード②)、電話、FAX(意思決定支援講演会と明記の上、住所、氏名<ふりがな>、電話、手話通訳希望者はその旨を記入)で、12月15日～5年1月11日に、健康福祉計画課地域福祉推進係(☎5722-7062、㈹5722-9347)へ



意思決定支援とは

日頃から本人の物事の考え方や好み等を理解し、本人が判断や決定をする時の情報の提供や、考えをまとめるための声掛けなど、本人の意思を生活に反映させるための支援です。食事や衣服の選択等の生活習慣、施設で参加するプログラム、転居の財産処分など、さまざまな場面が対象です。